

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
 サンシャインホームヘルパーステーション障害福祉サービス
 居宅介護・同行援護・重度訪問介護 重要事項説明書

1 ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 042-531-3741
 担当 サービス提供責任者 3名
 *午前8:30~午後5:30まで
 *ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 サンシャインホームヘルパーステーションの概要

(1) ステーションの名称等

施設の名称	サンシャインホームヘルパーステーション
所在地	東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2
	障害者総合支援法指定番号 東京都 第1314600162号
	主たる対象者 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・同行援護 重度訪問介護
提供地域	武蔵村山市、立川市の一部 東大和市の一部

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) ステーションの職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
ヘルパー	5	13	18

令和元年10月1日現在

ヘルパーの資格

介護福祉士 11名
 ヘルパー1級 0名
 初任者研修 7名

(3) サービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
毎日	○	○	○	×

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ア 障害福祉・居宅介護等について介護給付費の支給決定を受けた方で、当ステーションのサービス利用を希望される方は、お電話等でお申し込みください。ステーション職員がお伺いいたします。

イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、ご利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

ウ 居宅介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させて頂きます。

*サービスのご利用に当たっては、健康診断書又は誕生月検診の写し、感染症・伝染病証明書の提出をお願いするときもあります。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了するとき

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②ステーションの都合で、サービスを終了する場合、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③自動終了

以下のときは、双方の通知がなくても、自動的に契約は終了となります。

- ・ ご利用者が施設に入所したとき
- ・ ご利用者がお亡くなりになったとき
- ・ 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します）

4 ホームヘルパーステーションの特徴等

(1) 運営の方針

介護給付費支給決定を受けられた方及びそのご家族が安心して生活を営む事がきることを目的とし、明るく・自由に・楽しく・尊厳を持って生きることを支援します。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性訪問介護員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	施設内外での研修の実施及び参加
サービスマニュアルの作成	有	業務マニュアル・事業計画書等

(3) サービス利用にあたっての留意事項

・金銭

派遣するヘルパーは、派遣費用の金銭を取り扱いません。ただし、お買い物等ご利用者による依頼については、金銭をお預かりするときに金額の確認、依頼の終了時に残金・領収書及び物品等の確認をお願いいたします。

・その他

- ①ヘルパーへの、金銭・物品等の心付けはいっさいお断りします。
- ②ヘルパーは、サービス中に飲食・喫煙等私的な行為を禁じられています。

③その他、ヘルパーのサービス等の対応にご意見等がありましたら、遠慮なく相談・苦情係にお申し出ください。

5 賠償責任

- (1) ステーションは、サービスの提供にともなって、ステーションの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- (2) ご利用者・代理人及びその他のご家族は、サービスの利用にともなって、利用者・代理人等の責めに帰すべき事由により、ステーションの運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

6 秘密保持

- (1) ステーション及び同職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人およびその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

7 サービス内容に関する相談・苦情

①居宅介護等相談・苦情係

担当者	理事長	笹本 悦弘
	副理事長	笹本 文子
	電話	042-531-3741

②第三者委員

担当者	板垣 力	板垣税務会計事務所
	電話	042-572-0803
	澤田 直宏	希望法律事務所
	電話	042-528-8131

その他ステーション以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

障害福祉サービス受給者証記載の市区町村障害福祉担当係にご相談ください。

8 (緊急時の対応)

ステーションは、現に訪問介護の提供を行っているときにご利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師への連絡等必要な措置を講じます。

9 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 武蔵村山正徳会
代表者役職・氏名	理事長 笹本 悦弘
本部所在地	東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2
電話番号	042-531-3741

定款の目的に定めた事業		
第一種社会福祉事業		
特別養護老人ホーム	サンシャインホームの設置経営 サンシャインホームⅡの設置運営	
第二種社会福祉事業		
老人デイサービス事業	サンシャインホーム デイサービスセンター	
老人デイサービスセンター	緑が丘高齢者在宅サービスセンター 村山団地デイサービスセンター	
老人短期入所事業	サンシャインホーム	
認知症対応型高齢者 共同生活援助事業	サンシャインホーム	
老人居宅介護等事業	サンシャインホームヘルパーステーション	
障害福祉サービス事業	居宅介護 サンシャインホームヘルパーステーション	
移動支援事業	サンシャインホームヘルパーステーション	
保育所	つむぎ保育園	
公益を目的とする事業		
居宅介護支援事業	サンシャインホーム ケアマネジメントセンター	
地域包括支援センター	武蔵村山市緑が丘地域包括支援センターの受託経営	
シルバー交番事業	武蔵村山市村山団地高齢者みまもり相談室の受託経営	
介護職員初任者研修事業	介護職員初任者研修事業	
施設・拠点等		
	特別養護老人ホーム	2カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	通所介護	3カ所
	訪問介護	1カ所
	介護予防支援事業者	1カ所
	居宅介護支援事業者	1カ所
	高齢者グループホーム	1カ所
	保育所	1ヶ所
	シルバー交番事業	1カ所
	介護職員初任者研修事業	1カ所

令和 年 月 日

居宅介護等利用にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

サービス提供者

所在地 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

名称 サンシャインホームヘルプステーション

説明者 サービス提供責任者 _____

私は、契約書及び本書面により、サービス提供者から居宅介護等の利用についての重要事項の説明を受け同意しました。

ご利用者

住所

氏名 _____ 印

代理人

住所

氏名 _____ 印